

国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

- 一 大臣官房に公共交通・物流政策審議官、海外プロジェクト審議官及び公文書監理官を置くこと。  
(第二十条関係)
- 二 大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めること。  
(第二十条及び第二十一条関係)
- 三 大臣官房総務課及び広報課の所掌事務を変更すること。  
(第二十五条及び第二十六条関係)
- 四 総合政策局に交通政策課、地域交通課及びモビリティサービス推進課を置くこと。  
(第三十六条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条関係)
- 五 総合政策局物流政策課の所掌事務を変更すること。  
(第四十六条関係)
- 六 土地・建設産業局総務課の所掌事務を変更すること。  
(第七十二条関係)
- 七 観光庁に置かれる審議官及び参事官の定数を改めること。  
(第二百二十二条関係)
- 八 観光庁に国際観光部を置くこと。  
(第二百二十三条及び第二百二十四条関係)
- 九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 交通政策審議会令の一部改正

交通体系分科会の庶務を担当する課を変更すること。

(第九条関係)

第三 施行期日

この政令は、令和元年七月一日から施行すること。

(附則関係)